

平成 30 年 12 月 14 日

◎西内委員長 それでは、ただいまから商工農林水産委員会を開会いたします。

(9 時 59 分開会)

本日からの委員会は「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、12 月 18 日火曜日の委員会で協議していただきたいと思ひます。

お諮りいたします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎西内委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局ごとに説明を受けることにします。なお、補正予算のうち、人件費の説明は部局長の総括説明のみとし各課長の説明は省略したいと思ひますので、御了承願ひます。

#### 《労働委員会事務局》

◎西内委員長 最初に、労働委員会事務局について行ひます。

議案について局長の説明を求めます。

◎彼末労働委員会事務局長 12 月補正予算案につきまして説明をします。資料 No.②議案説明書の 193 ページをお願いいたします。当委員会の補正内容は職員の人件費のみです。今回の人件費の補正理由は、今議会に上程されております職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当の改定を反映させて計上しましたこと、また職員の人事異動や共済費の負担率の変更によるものです。

以上で、説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行ひます。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、労働委員会事務局を終わります。

#### 《商工労働部》

◎西内委員長 次に、商工労働部について行ひます。

それでは、議案について部長の総括を求めます。

◎近藤商工労働部長 商工労働部の提出議案について概要を御説明いたします。

初めに補正予算議案です。高知県議会定例会議案説明書②の 77 ページをお願いいたしま

す。一般会計で6課全ての人件費について、予算の増額または減額補正をお願いしており、合計829万4,000円の減額となっています。

次に、210ページをお願いいたします。流通団地及び工業団地造成事業の特別会計です。こちらと同じく人件費について100万円の予算の減額補正をお願いしております。人件費補正の主な理由としましては、今議会に上程しております職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び期末勤勉手当の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担率の変更等によるものです。

条例その他議案、報告事項等につきましては該当がございません。

最後に、前議会の閉会後からこれまでの間の審議会の開催状況につきまして御報告いたします。委員会資料、報告事項の1ページ目、平成30年度主な審議会等の状況をごらんください。

11月19日に高知県大規模小売店舗立地審議会を開催いたしました。審議会では、高知蔦屋書店の新設案件に対し、店舗が立地する周辺地域の生活環境の保持の観点から、施設の配置や運営方法など、設置者が配慮すべき事項について御審議をいただいております。

審議の結果、意見なしとの答申をいただきました。12月3日から営業を開始されております。

以上、私からの総括説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎依光委員 先ほどの御説明とは別に、ちょっとだけお時間いただいて。本会議の一般質問の商工会のところで、部長答弁の中の法令違反という部分があって、そこをちょっと確認をさせていただきたいんです。この法令違反は、商工会法のことを言われているのか、そこを教えてください。

◎近藤商工労働部長 法令等の違反と申し上げたと思うんですけども、等の中に補助金の交付規則に基づく要件等も含まれておりまして、法令等という言い方をさせていただきました。組織率50%以上というのが商工会法で決まっておるわけですけども、そのこと自体の違反ということよりも、補助金交付規則、交付の要件に反しておったということが中心です。

◎依光委員 自分が思ったのは、今回の問題は全国的にも波及するのかなと思っていて、法令違反という50%の要件について自分が聞くところによると、割っておる県もあると。そこと高知県がどうかを比べたかったんです。そういう意味では、先ほどの御説明でいくと、商工会法というのは設立要件であって、継続的に毎年毎年ということに関しては、小規模事業経営支援事業費補助金の要綱にあるということですよ。そうすると50%の要件は今後、県の裁量として、変更することができるのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

◎近藤商工労働部長 答弁でも申し上げましたけれども、一律に組織率 50%で補助金を出す出さないを判断していくことは、実態にそぐわなくなっていると考えています。方向性としては、商工会の地域の実態、あるいは実情に応じて、例えば連合会がここに置くとか、そういう判断が自由にできる形の見直しを考えております。他県にもそういう事例がございますし、そういった例に沿った形で、できるのではないかと今、考えております。

◎依光委員 最後に。法律ではなくて、ある意味県の裁量で 50%要件であるとか、いろいろな部分で変えられるので、今後、来年度に向けて商工会、知事からも御答弁いただいたように小規模事業者が立ち行くような形、また支援できる形でやっていく、そういうことでよろしいですか。

◎近藤商工労働部長 もちろん 50%を目指して頑張っていたきたいということで、そういった形の指導はさせていただくようになると思いますけれども、割り込んだから補助金を出さないという形のもの、見直していきたいと考えております。

それともう一つ、会費に関して平均 1 万 1,000 円以上というのが補助の要件になっておりまして、今回一部の商工会では、入会費を無料にするとか、そういった形での運用もされておりました。そういったことは、商工会法に関連して決められていることですので、そののところも、今回の法令違反等の中には入ってございました。ただ、その要件も一定見直せる部分は見直していこうと思っております。

◎依光委員 ちょっと全国事例も調べてみたいとは思いますが、人口減少が進んでおるとか、中山間地域が厳しくなっているのは、やっぱり課題解決先進県である高知県であると思うんです。そういう部分でいくと、1 番最初に全国的にも高知県でこういうことが起こったということなので、あと全国波及というか、そういうことも考えられるので、自分もちょっと勉強してみたいと思います。要請です。

◎西内委員長 以上で、商工労働部を終わります。

#### 《農業振興部》

◎西内委員長 次に、農業振興部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎笹岡農業振興部長 農業振興部の提出議案と報告事項につきまして、総括説明をします。当部にかかります議案は、平成 30 年度の一般会計補正予算に関する議案と条例その他議案 1 件です。お手元の資料 No.②議案説明書をお願いいたします。91 ページです。こちらに農業振興部補正予算総括表をお示しております。今回の補正額は計の欄にありますとおり、総額で 3 億 1,288 万 7,000 円の増額補正をお願いするものです。協同組合指導課を除く全ての課で補正予算を計上しております。

内訳を申しますと、各課の増減を合算した人件費の補正が 1,506 万 9,000 円の減額。人

件費以外での補正予算として、農地・担い手対策課及び農業基盤課の2課で、合わせて3億2,795万6,000円の増額となっております。

人件費補正の主な理由としましては、今議会に上程しております職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担率の変更等によるものです。

次に、人件費以外の歳出予算の補正について御説明をいたします。農地・担い手対策課につきましては、7月豪雨及び台風第21号、24号により被害を受けた農業用の生産施設や機械の復旧を支援するために必要となる費用を計上しております。農業基盤課につきましては、国からの割り当て内示の増に伴う排水ポンプ場の長寿命化対策の費用の追加です。

次に、繰越明許費について御説明をいたします。該当しますのは、農業基盤課です。資料の105ページをお開きください。

追加の県営ため池等整備事業費につきましては、香南市野市地区のため池の改修工事の完成が翌年度になることが見込まれることから、繰越明許費として計上しております。変更の農業水路等長寿命化事業費につきましては、9月議会におきまして承認をいただいたところですが、先ほど御説明しましたとおり、国からの割り当て内示の増に伴い、繰越額の増額補正を行うものです。

以上が、補正予算議案の概要です。詳細につきましては、この後、各課長より御説明をいたします。

続きまして、条例その他議案ですが、今回農業振興部からは1件の議案を提出させていただいております。詳細につきましては、後ほど畜産振興課長から御説明をいたします。

続きまして、報告事項について御説明をいたします。報告事項は2件です。まず、県内事業者による「不正競争防止法違反容疑(ショウガの産地偽装)」への対応です。今月4日、県内企業の経営者がショウガの産地偽装を行ったとして、不正競争防止法違反の容疑で逮捕されました。容疑が事実であるならば、全国一の出荷量を誇る高知県のショウガのブランドを損ないかねない極めて重大な事案であります。

このため県では、本県産のショウガを全国の多くの消費者の方々に引き続き安心して手にとっていただけますよう、関係者が一体となって取り組む必要があると考え、県と事業者等で構成する安全安心な高知県産ショウガ推進協議会を設立することとしましたので、これまでの経過や今後の対策などについて御報告します。詳細につきましては、後ほど農業政策課長から御説明をいたします。

次に、会計検査院の实地検査における指摘についてです。平成29年度の会計实地検査において、平成26年度に県営で実施しました南国市の広域農道における既設橋梁の耐震補強工事と、平成27年度から平成28年度に四万十町が事業主体として実施しました、ため池の災害復旧工事について、不当事項との指摘を受けたものです。いずれも補助金の返還で

はなく、追加の対策工事を求められている案件です。詳細につきましては、後ほど農業基盤課長から御説明をいたします。

次に、お手元の資料に各種審議会の審議経過等についてを添付しております。こちらに高知県農林業基本対策審議会及び高知県卸売市場審議会の今後の開催予定などを記載しております。

以上で、私からの総括説明を終わります。

◎西内委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈農地担い手・対策課〉

◎西内委員長 初めに、農地・担い手対策課の説明を求めます。

◎岡崎農地・担い手対策課長 当課の平成30年度補正予算案につきまして御説明します。資料No.②議案説明書の95ページをごらんください。右の説明欄にあります経営体育成支援事業費補助金につきまして9,905万6,000円の増額補正をお願いするものです。

事業内容につきましては、平成30年7月豪雨、台風21号及び24号を対象に発動された、国の被災農業者向け経営体育成支援事業を活用し、被災者農業用施設や機械等の修繕や取得を支援するため、全額を国庫補助により9,905万6,000円の予算計上をお願いするものです。

説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

#### 〈畜産振興課〉

◎西内委員長 次に、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長 畜産振興課の条例議案につきまして御説明します。それでは資料No.④議案説明書の2ページお開きください。1番下にございます高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案です。この条例は、家畜保健衛生所を設置したり、あるいは業務を規定しております。また、この条例では、家畜保健衛生所が行っております、家畜診療に係る手数料につきましても規定されているところでして、それぞれの診療行為に係る手数料は、農林省の告示に規定する家畜共済診療点数表の点数を準用しております。

このたび、農業保険法施行規則の規定に基づき、新しい農林水産省告示が施行されたことに伴いまして、これを引用しています規定の整理をしようとするものです。

同じ資料125ページをお開きください。家畜保健衛生所条例の新旧対照表です。

家畜診療の手数料を規定しております別表第2の2家畜共済診療手数料の表中、金額欄の下線で示していますように、引用する告示を変更するものです。なお、このたびの新たな告示におきましては、家畜診療点数表自体に変更はございませんので、家畜保健衛生所

の手数料につきましても従前どおりです。

当課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎武石委員 これによる畜産農家への経費負担増とかにつながる話はないんですか。

◎谷本畜産振興課長 それはございません。

◎西内委員長 以上で、質疑を終わります。

#### 〈農業基盤課〉

◎西内委員長 次に、農業基盤課の説明を求めます。

◎芝農業基盤課長 平成30年度補正予算案について説明をします。お手元の資料No.②議案説明書の102ページをお願いいたします。農業基盤課の補正予算は、国の割り当て内示の増額に伴いまして、県予算の増額をお願いするものです。歳入の説明は省略をさせていただきまして、歳出について説明をします。103ページをお願いいたします。3目県営土地改良事業費の説明欄、1農業水路等長寿命化事業費は、取水堰や排水ポンプ場などの農業水利施設の長寿命化対策を実施するもので、国が本年度に創設した事業です。高知市の高須地区など4地区の排水ポンプ場において長寿命化対策を行うこととし、9月議会において6億円余りの補正予算を認めていただいていたところですが、今回、国から補正内示の増額提案がありまして、3地区で受け入れたいと考えております。そのために、2億2,890万円の増額補正をお願いするものです。

次に、105ページをお願いいたします。繰越明許費です。まず上段の追加は、県営ため池等整備事業費の野市地区において、候補決定や地元調整に不測の日数を要したため、十分な工期を確保するには、来年度への翌債手続が必要となっております。そのため、今議会で繰り越しの議決をお願いするものです。また、下段の変更は、9月議会で承認をいただいております農業水路等長寿命化事業費の繰り越しでして、先ほど説明させていただきましたとおり、国からの割り当て内示が増額されておりますので、今回、予算の増額補正とあわせて、繰越額の増額変更をお願いするものです。

以上で、農業基盤課の説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎武石委員 補正予算で説明いただいた農業水路等長寿命化事業費、これ3地区とおっしゃいましたけれど、それはどこですか。

◎芝農業基盤課長 今回補正で上げさせていただく3地区は、高知市の高須、土佐市の宇佐福島、四万十市の生ノ川、その3排水機場になります。

◎西内委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、農業振興部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎西内委員長 続いて、農業振興部から2件の報告を行いたい旨の申し出があっておりますので、これを受けることにします。

#### 〈農業政策課〉

◎西内委員長 最初に、「県内事業者による不正競争防止法違反容疑（ショウガの産地偽装）」への対応について、農業政策課の説明を求めます。

◎池上農業政策課長 「県内事業者による不正競争防止法違反容疑（ショウガの産地偽装）」への対応につきまして御説明をします。資料は、報告事項の赤のインデックス農業政策課のをお開きください。

まず、事案の概要ですが、既に委員の皆様も御承知のとおり、県内企業の経営者が中国産のショウガを高知県産と偽って、関東や近畿の食品事業者などに販売したとして、不正競争防止法違反容疑で逮捕されたものです。容疑者は西村青果株式会社の代表取締役で、西村青果の概要につきましては、(2)に記載のとおりです。

(3)の経過等ですが、まず、昨年4月14日に県に寄せられました匿名の情報に基づきまして、食品表示法を所管いたします地域農業推進課が1回目の調査を行っております。さらに、ことしに入りまして、1月9日に1回目の調査でわからなかった帳簿や伝票の表記上の不明瞭箇所につきまして、再度聞き取り調査を行っております。この県の行った調査におきましては、残念ながら疑義情報の確認に至らず、3月14日に調査を終了いたしました。

その後、高知県警が5月に本件偽装を認知し、捜査を経まして、今月4日には代表者個人を逮捕、さらに12日には法人としての西村青果株式会社ほか被疑者4名を高知地方検察庁に送致をしております。

続いて2ですが、県ではこの容疑者の逮捕を受けまして、再発防止の徹底を図るため、県内食品関連事業者526社、県内食品関連団体21団体に対しまして、12月5日付けで、適正な食品表示の徹底に関する農業振興部長名による文書を発出いたしました。

3の今後の対応ですが、県では、今回の問題の大きさをかんがみまして、県とJAグループ、ショウガの取扱事業者が一体となって、県産ショウガの安全性を確保するための緊急対策の実施、また再発防止の徹底を図っていくことが重要であると考え、安全安心な高知県産ショウガ推進協議会を設立し、次の取り組みを実施することとしております。

取り組みの一つ目の緊急対策につきましては、県としてまず協議会への参加意向を事前に得られた事業者に対しまして、協議会の設立を待たず、速やかに出荷前段階で抜き打ちによる安定同位体比検査を実施し、その結果を県のホームページ等で公表することといたしました。本日までに既に2社から出荷前のショウガの検体の抜き取りを行ってきております。また、事業者の取り組みといたしましては、この協議会の設置により一連の安全確保と再発防止を徹底することにつきまして、事業者みずから取引先に周知をしていただく

こととしております。

取り組みの二つ目の再発防止の徹底につきましては、抜き打ちによる安定同位体比検査を継続して実施します。その結果を公表していきまるとともに、適正な食品表示を徹底するための研修会を開催してまいります。さらに、今回は結果といたしまして、県の調査を巧妙にすり抜けられたことから、食品表示に関する県の調査手法につきまして、仮に今回のような事案があったとしましても、県としてその不正をしっかりと暴くことができるよう、専門家の意見も取り入れながら、調査手法を改善強化してまいりたいと考えております。

以上で、ショウガの産地偽装に関する報告を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 平成 29 年 4 月に 1 回目の調査に入って、そして 2 回目があったんですけれども、調査するときには、相手方にその調査目的とか、そういったことをお知らせしているんですか。

◎有馬地域農業推進課長 食品表示法に係る調査となりますので、産地偽装の疑義があったからといったことを伝えて調査には入っておりません。相手方につきましては、食品表示法における適正な表示ができているかどうか、産地の伝達ができているかといったことで調査に入りますということで、調査に入っております。

◎桑名委員 相手方にとっても、県が入ってくることに關しては、何か疑いがあるから入ってくると思っていると思うんですが、今回 2 回目も入っていますよね、次の年の 1 月 9 日に。そのときの様子、なんでうちに 2 回も続けて入ってくるんだっていうのはどんな反応でしたか。

◎有馬地域農業推進課長 1 回目の不明点の聞き取りといったことでして、この会社の会長と社長が聞き取りに応じてくれました。県の調査に対する不信というか、そういった点はありませんでした。

◎桑名委員 2 回も入って聞かれるっていうことは、何もないければそれはいいんでしょうけれど、向こうは偽装しているということは後ろめたさもあったんでしょうが、それでも 2 回入って、その後も偽装を続けていること自体が、調査に入っているということの抑止力というんですか、こっちはもう何かをつかんできているんですよっていう抑止力が最終的には働かなかったことになるんですけれども、その点について県はどのように感じていますか。

◎有馬地域農業推進課長 今回 2 回も県が調査に入って、その調査をすり抜けて、結果として、産地偽装が判明できなかったということは、所管する課長としては非常に悔しい思いであります。

今後の対応としましては、その調査手法につきまして、食品アドバイザーでありますと

か国とも相談し、また、今後明らかになります県警の捜査手法、そういったものも参考にしながら、県の調査手法につきましては、改善、強化していきたいと考えております。

◎桑名委員 ぜひお願いしたいと思います。やはり調査に入るということは、何かをこちらもつかんでいることをわからせることも大事だと思います。そこでやめて、やみに葬られてもこれはだめなんですけれども、やはり、しっかりと抜かりなくやるということと、我々は常に見ているんですよっていうことを、相手にわかるような調査をお願いしたいと思います。

◎中内委員 今回の桑名委員の質問にも関連しますが、この匿名の情報が入った時点で農業振興部としては、どの範囲で県庁に知らせておりました。部内だけで知らせてなかったかね。

◎笹岡農業振興部長 部内では当然のことながら、各種関係の課長とか情報共有いたしました。なおかつ、副知事にもその情報を挙げて、お伝えをしております。

◎中内委員 こういうことは隠してやりたいということは、基本になるろうと思いますけれどもね。これはもう、何かあったら次に起こっておることが考えられると思うがですわ、これが一つ。それからもう一つは、ブローカーの存在というものをつかんでおったと思いますけれども、その辺はどうですか。

◎有馬地域農業推進課長 そういった情報はつかんでおりません。

◎中内委員 つかんでいない。

◎有馬地域農業推進課長 はい。

◎中内委員 それは、この時点ではそうじゃったけれど、今はどうですか。

◎有馬地域農業推進課長 今もそういった情報はつかんでおりません。

◎中内委員 これはね、ショウガを生産しておる組、県の系統、団体でもそうですけれども、どの生産者もみんなひもつきに持ちちよるわけですわ。県のショウガ、県がやりゆうから大丈夫じゃと言うけれど、それでも全部ひもつきがあるらしいです。私の調べたところでは。けど、それを押さえて次の段階やらんと意味がないと思います。

だから、千葉県にも大きいショウガを扱っているところがあるらしいですけれども、そこも中国系でやっておるということで、そこでもブローカーが入っておるという、やっぱりブローカーというのは、100円で買うたら150円で売れるところを探して売るがですから、どこのブローカーも。やっぱりその辺のブローカーをしっかりと押さえてないと、今出てるこの協議会をつくるということも、それはえいかもわかりませんが、これはやっぱり法のくくりを抜けていくような一つの体質ですから、この辺を部長どう思っておりますか。

◎笹岡農業振興部長 ブローカーの存在は先ほど課長が言ったように我々としては、しっかりとつかんでおりません。ただ報道とかによりますと、県警とかがそういったところも

調査している、そういった報道なんかもございますけれど。我々としましては、先ほど課長が説明したとおり、そういったブローカーの存在とか、こういったことをしているのかも含めて、やっぱり専門家の意見を聞いて、県としての今までの調査手法を反省して、今後、新しい調査手法というのを検討していかないかと感じています。

◎中内委員 それはそれでもいいかもわかりませんがね。これ土佐市のことになってみっともない話ですけど、土佐市の農協もブローカーを使いよったがですわ。だから、この西村青果にも何百トンも納めよったということがわかっておりますけれども、そこで、生産者が言うのには、土佐市で入れよった分が、仮に200トン供給量があったとしたら、ほかのところにもやっぱり県外の物を入れんとですわ。やっぱり、高知県産の系統出荷をしておるところを引き込んで入れるが本当じゃないかという、苦情もあるわけですわ。

そういうところも、食品衛生法のなんじゃかんじゃいうて言いますけどね、それはそれでもええかもわかりませんが、もうちょっと踏み込んだ調査体制をやらんと、この協議会をつくっても、僕はもとのもくあみに陥る懸念があるということだけは指摘しておきたいと思います。

◎武石委員 仁淀川地区のアクションプランでショウガの冷蔵・冷凍施設に5,000万円の補助金を出していますね。これについて報道では、有罪が確定すれば返還を請求すると、こういうことでしたけれど、その辺について県の見解、御説明をいただけませんか。

◎池上農業政策課長 所管は産業振興部のほうになりますので、産業振興部から我々が聞いた情報ということになりますけれども。今後、刑の確定でありますとか、補助金で建てられた建物が、補助の目的どおりに使われてないということが確認できた段階で、補助金の返還を今後求めていく考えであるとお聞きをしております。

◎武石委員 農業からも聞かないかんのでね、お聞きするんやけれど。どこがじゃあいかんのかということですけど。返還を請求するということは、県産のショウガを拡大をせないかんのに、そこに中国産を持ち込んでいた。ここがけしからんと、こういう見解ですか。

◎池上農業政策課長 補助の目的の中で、今後、冷蔵施設なりを使って、県産のショウガの取り扱いをふやしていくという目的になっておりましたので、その中で県産のショウガをふやさずに、例えば、そこで中国産のショウガを取り扱っておったということであれば、補助の目的に反した使用になりますので、そういった点で補助金の返還の事由に該当すると考えております。

◎武石委員 地域農業推進課長に聞いたらいいのかもわからんけれど、じゃあ高知県産のショウガとは何なんだという高知県産の定義ですよね。ショウガの生産農家に聞くと、例えば、中国産の親芋からショウガをつくって、そこからできたショウガは高知県産になるとか。結構その県外、県内、あるいは国外、結構どこで線引きするんやっちゃうところも

あると思うんですよ。今おっしゃった県産のショウガを使わなかったら、この補助金は返還せえというのであれば、高知県産ショウガというものの定義をしっかりと、これやっとかんとね。悪意なくても結果的に、いや、ちょっとそれはだめだったということになってみかんの、高知県産ショウガというものの定義を教えてくださいんですけどね。

◎有馬地域農業推進課長 高知県産ショウガの定義としては、高知県内で育てられたショウガといったのが高知県産ショウガです。今回、同位体検査しますが、県内全域でショウガはつくられておりますので、そこでつくられた高知県産のショウガは、高知県産としての判断、判別ができます。

あと親と子があると思いますが、平成 21 年に旧 J A S 法において、例えば親が中国産であれば、その親ショウガの表記は中国産となる、との周知徹底の通知が国から出されています。それが今、食品表示法になっても同じような考え方になっております。

◎武石委員 非常に複雑な感じなんでね。悪意がなかったのに、結果的にという事態を招かないように、それは産地にも周知徹底をしていただきたいと、これは要請をしておきます。

それと、今回、不正競争防止法違反ということですけど、中国産を輸入して売ったりする場合、食品衛生法ですね、平成 13 年に改正されてポジティブリストが出たんですけど、残留農薬とか、そういった点での問題はないのか、あるいは可能性はあるけれど調べていないのか。食品衛生法の観点から、今回の事件を検証する必要はないんでしょうか。見解をお聞きしたいんですけど。

◎有馬地域農業推進課長 食品表示法においては、うちの課は品質事項で、要は原産地であつたりとか原材料、そういったものの表示が適正かどうかといったところを所管しております。ただ、食品表示の中には、いろいろ成分であつたりとか、いろんなどころがあると思いますが、そこは食品衛生課等が所管しております。

今回は、産地偽装といったことで原産地の疑義があるといったことで、当課が調査に入っておりますが、例えば、成分であつたり、そういったところに疑義があれば、例えば食品衛生課等が調査に入る形になると思います。

◎武石委員 じゃあ今回の中国産を県産と偽ったこの事件に対して食品衛生課の見解を求めてもいかんですけど、県として、食品衛生課は、それが食品衛生法に照らして、どうだったのかっていう検証をする必要はないのかなと思うんですけど。そのあたり部長どうですかね、ここでしますとかしませんとか言うてもらう必要はないんですけど。もし問題点、課題として、お感じになるのであれば、ちょっと県庁内で情報、課題を共有してもらって、検討してもらう必要があるんじゃないかと思いますので、これも要請にしておきましょうか。

◎笹岡農業振興部長 今回のショウガの問題につきましては、社長が逮捕されたというこ

とで、庁内の関係課で情報共有会議をやっていますんで、そういった場で、その食品衛生法に関する疑義につきましても、またちょっと議題として上げて、どういった対応が必要なのかは、また庁内で検討してみます。

◎武石委員 どうしてこういうことを言うかという、今回、この西村青果のショウガを買った人も多分たくさんいるんでしょう、関東のほうにもね。1番気になるのは、高知県産と思うて買ったのが中国産やったということだけなのか、むしろそれより気になるのは、何か使うたらいかん農薬とか、かかっちゃあせんろうかと、消費者が1番気になるのは、そこやと思うんですよ。それが結局、高知県産のショウガに不信感を持たれるという、安全安心条例もあるわけですからね。そこのところをちゃんとやってもらわないかんし、逆にちゃんとやっていますよということを、買った人に言うていかないといかんと思うんです。

だから、僕はそういう部分が大丈夫なのかと、そこはやっぱり、つまびらかにしていないと、この問題の本質的な解決にはならないと思うんで、要請しますのでお願いします。

◎笹岡農業振興部長 消費者に対する観点という点でも、我々としてもしっかり対応してまいります。

◎中根委員 私の周りでも随分とこのショウガは大丈夫という声が出ていまして、やっぱり付加価値をつけて、高知県産をどんどん売り出していく、そのことが、県の農業の活性化にもつながってきた。その中身を崩されたわけですから、そこのいろんな不正を見抜く力を、今度は私たちがどう持つかっていうのが、とても問われていることだと思うんです。

それで、この最初に匿名の情報が寄せられて、調査に入ってから2度目の調査に入るまで、結構時間がありますよね。その間、どんなにしていくかって、大変苦悩もされていたことと思いますけれども、そんなときに、最初の情報をこれは問題なかったとするときに、この食品関係の調査だけでよかったのかと。そのあたりの判断はどんなに考えられていますか。この担当課としては、調査そのものが、食品事業者としてどうだったのかっていう調査でしたよね。

ただ、中国ショウガを入れているという匿名の情報があつたわけですよ。そのときの確認調査をする課がこの担当課だけでよかったのか。そういう判断は、この間にされたことはないんですか。

◎笹岡農業振興部長 地域農業推進課は、食品表示法を所管しておりますので、調査に入るに当たっては、やはり食品表示法に関連の調査というところで、知事の答弁でも、私の答弁でも申しましたとおり、ちょっとそこには強制力がないということで、限界があると。

そこについて一歩踏み込んだところで調査するとすれば、それは警察とかそういったところの捜査が入らないと、こういう今回のような不正については、見抜けなかったのかなというところは感じております。

そこのところは、今後どういったところで、例えば仮に県警と協力していくとか、そう

いったところについても、そんなことができるのかとか専門家の御意見とか聞きながら、やはり我々の調査手法について検討していかなくちゃいけないとは思っています。

◎中根委員 そのこのところを担当課の権限だけでは無理な部分がある、だけど、本旨である中国産ショウガかどうか、そのあたりが見抜けない場合にどうするのかは、本当にこれからの課題だと思いますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

あと付加価値を高める意味で、産業をしている事業者に対して、いろんな表彰基準などがある、この西村青果も経産省の何か表彰も受けられてますよね。表彰の時期が一体どういう時期だったのかとか、そういうことはつかんでいますか。

◎笹岡農業振興部長 表彰を受けているところについてはつかっていますが、いつ、何日付けの表彰だったかまでは、ちょっと手持ちがございませんので今すぐにはわかりません。

◎中根委員 その表彰基準だとか、結局不正を働いていた業者にお墨つきを与えて、さらなる付加価値を与えていたのは、中国産ショウガであったかどうかだけではなくて、やっぱり国絡みで見抜けずに、お墨つきをどんどんと与えていたことになるわけですから、そういう意味で、表彰基準も一体どんなに考えていくのかとかね。そういうことにもやっぱりつながっていくように思います。

◎笹岡農業振興部長 そこは所管の担当課が表彰基準に照らして、今回の事案がどういう対応になるのか、例えば、表彰を取り消すのかどうかとか、そういうことも含めて、今、検討はしておると思います。

◎中根委員 やっぱり付加価値をつけるのは大事なことですけれども、それが幻で信用がなくならないように、その点でも精査を進めていただきたいと思います。

◎前田委員 この推進協議会を設立して、協議会にさまざまな形で皆さん参加するんでしようけれども、それは、参考資料にある、例えば高知県の出荷量をベースで考えたら、何%ぐらいの方がここに参画するんでしょうか。

◎池上農業政策課長 参加を今呼びかけて、協議会参加してくださいという案内文書を出しておる状況でして、案内文書をお出ししておるのは、県内のショウガを取り扱っておられる事業者の37社、それから各JA、単組のJAにお出ししておりますので、37社プラスJAで言いますと、県内のほとんどのショウガを取り扱ってる方を対象に御案内を差し上げておる段階です。

◎前田委員 そしたら、いわゆるこの協議会が、お墨つきを出して、ほとんどということであれば、それで安心して皆さんにお届けすることになると思うんですが、一方で、お話ありましたように、西村青果はショウガの業界では、県内ではかなり大手の部類に入っていたと思うんですけれども、上段の(2)にありますように、従業員数も50名抱えていらっしゃる、いの町の中でも、結果的にこういう事件になってしまいましたけれども、大きな雇用を支えてた部分もあると思うんですね。今後、補助金の返還や損害賠償とか経営

的にかなり厳しい状況に陥ることが想定できますので、この辺も、すごく県としてのかかわり方は難しいかもしれませんが、そこで一生懸命働いていた方もいらっしゃると思いますので、そういうところにも、心配りができる形で、何とか進めていていただきたいなという思いがございますので、その点いかがでしょうか。

◎**笹岡農業振興部長** その点は、商工労働部ともきっちり連携しながら、対応してまいります。

◎**依光委員** さっき推進協議会の話がありました。県警の捜査手法と県の手法、違うっていうことがありましたけれど、今後、その抑止力の話もありましたけれど、それをしっかりやっていくと。そのときに、やっぱり1番有効なのが検査、安定同位体検査ですかね。ただお聞きすると、全量検査みたいな話にはならず、時間もかかるしお金もかかると。これも継続的に多分、検査をしていかんといかんとは思いますが、じゃあ、それを県費でやっていくのか、その辺ですよね。信頼回復までずっと続けていくのか、そこら辺はどうお考えですか。

◎**笹岡農業振興部長** とりあえず、今年度につきましては県費でと考えております。翌年度以降については、また協議会等での話し合いになると思いますけれど。それと検査をいつまでというところなんですけど、それこそ抑止力っていう話がございますけれど、要は、いつまでということは定めないで、やっていけたらとは考えております。それから頻度も、そうしないとやはり抑止力は働かないのかなと思っています。

◎**依光委員** そういう意味でいうたら、協議会のメンバーにもやっぱり自分たちの商売、高く売っていくところを守る意味で、県だけで出し続けるのも限界っていうか、量もたくさんあると思いますので、そこら辺もぜひ議論もしていただいて、お金を企業から出してもらうことも自分には必要かなと思いますけれど。そうすることによって、一定、会社自身も、うちも協議会に参加してお金も出して抜き打ちもやっているから大丈夫ですよって言い方もできると思うので、そういう形でやっていただきたいと思います。

◎**金岡委員** いろいろお伺いしまして、しっかりやっていただきたいと思うんですが、先ほど武石委員からありましたように、高知県産ショウガの定義というのが、これが1番大きな問題になるんじゃないかと思えます。というのは、安定同位体比検査というのは、どれとどれを基本にしてやるのかということになるろうかと思うんですが、そうすると、高知県産ショウガの定義がしっかりしていないと、これちょっとどうなのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

◎**有馬地域農業推進課長** 同位体比検査なんですけど、まず定義としては、先ほど言いましたように、高知県の全域でつくられたショウガが高知県産ショウガといった定義です。この同位体検査を頼む民間機関になると思うんですが、そこは相当なサンプル数を持っておられますので、確実に高知県産という判定が出るといったことを聞いております。

◎**金岡委員** そこが1番心配されると思うんで、高知県も広いですから、西から東まで若干違いが出てくると思うんです。そういうサンプルがあれば、しっかりしたものになると思うんですが、その中でもやはり、ここのこれとここのこれという、これが高知県産ショウガですよという定義、これはしっかりしておかないといけないんじゃないかと思うので。

ただ業者にサンプルを持ってるから大丈夫という話ではなくて、きちんとした高知県産のショウガという定義をやはりつくっていかねばならないんじゃないかと思うので、しっかりやっていただきたいと思いますが、そこら辺どうでしょうか。

◎**笹岡農業振興部長** 取り扱いの事業者だけじゃなくて、生産者の方々にも、しっかりと御説明もして御理解をいただきたいと考えております。

◎**野町副委員長** 一つだけ気になるところが。今後の対応の緊急対策のところ、協議会への参加意向を得た業者に対して、今、現在2社、安定同位体検査をやっているということなんですが、これは、食品取り扱いの526社とか、あるいは先ほど言われました卸の37社とかっていうことで、要するに、私は協議会へ入りますよっていう方々だけではなくて、行く行くは、全ての業者に対して検査をするということによろしいでしょうか。

◎**有馬地域農業推進課長** 今回、協議会へ呼びかけているのは、県が把握しているショウガを取り扱っている業者といったことで、呼びかけております。ただ、まだ把握できていない事業者もおられますので、まずは、その呼びかけは続けていきたいと。要はこの協議会の会員は、いつでも入れる状態にしたいと思っております。

今回は、生鮮のショウガがまずは問題になっておりますので、この協議会は、やはり高知県産のショウガといったものの、安全安心といったことをいかにPRしていくか。消費者の方にいち早くアピールしていくかといったことが目的の協議会ですので、まずはショウガからと考えております。

◎**野町副委員長** つまり安全宣言といいますか、全国の皆様方に、消費者あるいはその取り扱い業者の皆さん方に安全安心ですよ訴えるのであれば、やっぱり私は参加しますという方々だけではなくて、当然もうほぼほぼの方々に対して検査をして大丈夫だということもしっかりとやっていかないと。いわゆる補償の担保がないですね。ですから、そこはしっかりとお願いしたいなと思います。

◎**笹岡農業振興部長** そこは突き詰めて言えば協議会の参加は任意です。ただ、高知県産のショウガを皆さんで守っていくんだと、ブランドを傷つけないように一生懸命しっかりとみんなが協力して守っていく、そういう意識を持ってもらいたいと考えておりますので、我々としては、一生懸命説得して協議会に参加していただけるように御理解を求めていきたいと考えています。

◎**西内委員長** 私からも1点だけちょっと質問なんですけど、中国産ショウガを中国産とし

て扱っている事業者は、県内にはまだ何社かいらっしゃるのでしょうか。

◎笹岡農業振興部長 それはたくさん。

◎西内委員長 ありますよね。

◎笹岡農業振興部長 中国産を中国産として出荷するのは、全然、法違反じゃないので。

◎西内委員長 そういったところは、国産も扱っているんでしょうけれど、そういった部分の検査も、しっかりとやっていくということによろしいですね。

◎笹岡農業振興部長 そうです。

◎西内委員長 以上で、質疑を終わります。

#### 〈農業基盤課〉

◎西内委員長 次に、会計検査院の現地検査における指摘について、農業基盤課の説明を求めます。

◎芝農業基盤課長 本年11月9日、会計検査院が内閣に提出した会計実地検査の結果に関する報告書の中に、当課が所管しております工事が2件、不当事項として記載されておりますので、本日はその指摘を受けた工事の概要と、今後の対応について御説明をします。なお、会計実地検査は本年3月に実施されたものです。

報告事項の赤のインデックス農業基盤課の1ページをお願いいたします。まず1件目は、平成26年度に実施した南国市の広域農道における既設橋梁の耐震補強工事に関する指摘です。西山跨線橋といいまして、JRと県道の上をまたぐ橋梁ですが、その両端にあります橋台2基に、鉄筋コンクリートを打ち足して橋座を拡幅し、橋げたの落下を防止するための「桁かかり長」を確保するという工事を実施しておりました。これに対し、会計検査院から受けた指摘は、この工事が間違っているというのではなく、この工事に加えて、落橋防止構造も設置すべきであったというものです。

2ページをお開きください。「桁かかり長」の拡幅と落橋防止構造の関係を中ほどの模式図に記載しております。落橋防止構造といいましてのは、地震の揺れによる橋げたの動きを一定の範囲内にとどめるという役割を持つ装置でございまして、模式図では、橋げたと橋台とを鎖のようなものでつなぐタイプとして表現させてもらっております。今回の耐震工事では、この落橋防止構造を省略し、設置していなかったことから、地震発生時において所要の安全度が確保されていないとの指摘を受けたところです。

今後の対応ですが、会計検査院からは、補助金返還を求められているものではなくて、落橋防止構造の追加設置を求められておりますので、今後はそうした工事を実施してまいります。必要となる予算につきましては、当課の既存予算を流用して対応することとしております。

今後は二度と同じような指摘を受けることがないように、出先機関等の関係職員に対して、今回の指摘に至った経緯をしっかりと情報共有するとともに、道路橋示方書を正しく理解

し、事業を適正に実施するよう周知徹底してまいります。

3 ページをお開きください。2 件目は、四万十町が事業主体として実施した、ため池の災害復旧工事に関する指摘です。

平成 26 年 6 月の豪雨で、四万十町若井の笠ノ川池というため池が決壊いたしました。高さが 10 メートルほどのため池で、堤の長さは 36 メートルほどございましたが、そのうちの約 6 割に相当します、堤の長さで 21 メートルほどが決壊するという災害が発生し、町はこの復旧工事を平成 27 年度から平成 28 年度の 2 ヶ年で実施いたしました。そして、その復旧した、ため池は堤頂や洪水吐の標高を被災前の、従前の堤体と同じ標高にしております。いわゆる原形復旧をしたということです。

これに対し、会計検査院から受けた指摘は、原形復旧ではなくて、洪水に対する余裕高を確保した復旧断面にするべきであったというものです。現在の復旧断面は必要な余裕高が確保されていないということから、設計洪水時において、所要の安全度が確保されていないとの指摘を受けたところです。

今後の対応ですが、1 件目と同じく会計検査院からは、補助金返還を求められているのではなくて、余裕高を確保するための追加工事を求められておりますので、そうした工事を今後、四万十町が実施してまいります。県としましては、農林水産省と協議しながら、適切な工法決定などについて支援をしてまいります。また、今後二度と同じような指摘を受けることがないように、県や市町村の関係職員に対して、今回の案件を周知徹底し、適正な事業実施に努めてまいります。

以上が、会計検査院から受けた指摘の概要の報告です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎武石委員 私はこの両件とも、会計検査院の指摘に大いに疑問があるんです。だから、私は県としてもっと会計検査院に主張をしてもらいたい。会計検査院の指摘をもう丸呑みするんじゃなくて、ここは大事なことだと思うんで、もっと県の主張を訴えてもらいたいと思うんですけれどね。

前者のこの跨線橋の部分ですけれど、追加設置をするというお話ですけれど、もうチェーンついとるんじゃないですかね。

◎芝農業基盤課長 現場にはまだついておりません。

◎武石委員 この前 J R で通ったときに見たけれど、別の橋を見ちゃったんやね。チェーンがついたんやなと思うて見たけれど。

◎芝農業基盤課長 恐らく委員が見られたのは、中ほどの橋脚にありますチェーンではないかと思います。両端の橋台がございまして、その橋台のところのチェーンはまだついておりません。

◎武石委員 それで、この県の主張にあるように、「桁かかり長」を拡張した段階でもう落

橋防止ができていう解釈は、僕はあってしかるべきだと思うんですよ、経費の節減という意味でもね。のべつ幕なしつけとったらええやろうっていうのは、僕はおかしいと思うし、だから、そののちところをもっと主張してもらいたいと思います。事実あれでしょう、この「桁かかり長」の拡幅工事費とこのチェーンを設置する経費、これ圧倒的にチェーンを設置する工費のほうが大きいんでしょう。ちょっと内訳を説明してくれますか。

◎芝農業基盤課長 今回の落橋防止、「桁かかり長」の拡幅に要した経費は、1 ページの中ほどの四角で囲った右側にありますように 290 万円ほどの工事となっております。

そして、これからまた実施しようとしております落橋防止構造の工事というのは 1,200 万円ぐらいが見込まれておる状況です。

◎武石委員 そうなんです。だから「桁かかり長」の拡幅で事足りてるのを、その数倍の経費をかけてチェーンまでつける必要があるのかどうかを、今後のこともあるんでね、このまま会計検査院に言われたきやりますで済まさんように、もっとこれは全国のためにも主張をしてもらいたい。主張すべき案件であるんじゃないかと思うし。それから、会計検査院の指摘にもいろんな指摘があるっていうのも聞いています。その検査員の感覚で、多分こっちの検査員やったらこんなこと言わなかっただろうに、この検査員やからこんなこと言われたみたいなの、そんなばらつきがあるようなことでも、当然これはいかんわけで、それも主張してもらいたい。

それから、四万十町のこのため池の案件も、この四万十町の主張にあるように、災害復旧は現状復旧ですからね。それにあとで来て、もっとこうやらんといかんかったと言われても、それは筋が通らん話だと思うんです。部長にお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

◎笹岡農業振興部長 かなり会計検査院の検査が入ったときも頑張って反論もしました。した上で指摘を受けて、その後、やはり検査員ともやりとりもしたし、それから農水本省とも話して、農水本省からも検査員とやりとりをしていただいたという、何回もやった経緯はございます。

ただ、我々としては確かに結果的にこうなっていることは、やはり 100%満足のいく結果じゃなくて不満もございますんで、そのあたりは、やっぱり農水本省にもこれからも頑張って会計検査院とも、このような同種の事例で、追加工事も必要ないとするような、そういう対応をやっぱり考えていただきたいんで、本省とも、今後も粘り強く話していきたいと考えています。

◎西内委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、農業振興部を終わります。

#### 《林業振興・環境部》

◎西内委員長 次に、林業振興・環境部について行います。まず、議案について部長の総

括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田所林業振興・環境部長 林業振興・環境部の提出議案について御説明をします。一般会計の補正予算議案についてです。資料№②議案説明書の108ページ、林業振興・環境部補正予算総括表をごらんください。総額で4億8,800万円余りの増額補正をお願いするものです。

補正の内容としましては、大きく四つございまして、一つ目が人件費の補正、二つ目が平成30年7月豪雨及び台風第24号による災害の復旧に要する経費、三つ目が牧野植物園のフラワーイベントの実施及び牧野植物園の常設展示室のリニューアルに係る経費、四つ目が繰越明許費となっております。そのほかに債務負担行為がございます。

まず、人件費の補正につきまして、私から一括して御説明申し上げます。人件費補正の主な理由としましては、今議会に上程されております職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担率の変更等によるものです。

二つ目は、平成30年7月豪雨によって被災した安芸市畑山ほか7カ所の復旧に要する費用として、5億6,700万円余りを。台風第24号の高波により破損しました足摺宇和海国立公園の足摺園地にある遊歩道の復旧に要する費用として、1,300万円余りを計上しております。

三つ目は、牧野植物園に新たにオープンします新園地において、春にフラワーイベントを実施するための費用として1,000万円余りと花の植えかえなどの債務負担行為を合わせました1,700万円余りを計上しております。また、牧野植物園磨き上げ整備基本構想に基づき、常設展示室をリニューアルし、バーチャルリアリティー映像シアターの新設や牧野博士の植物図・植物標本を常設展示する環境を整備するための費用として8,000万円余りを債務負担行為として計上しております。

四つ目は、木材産業振興費、林道費、治山費及び公園施設等災害復旧費に係る繰越明許をお願いするものです。また、債務負担行為につきましては、先ほど申し上げました牧野植物園のフラワーイベントの実施や常設展示室のリニューアルに係るものでございまして、平成31年度の支出予定額を計上させていただいております。

次に報告事項としましては、新たな管理型最終処分場の整備について御説明をします。今議会の開会日に、知事から提案説明におきまして3カ所ある候補地について、各候補地及びその周辺における現地調査の結果などを総合的に勘案しますと、施設整備による地域の皆様の生活への影響が最も小さく、地震による津波の影響を受けないと考えられる佐川町加茂において、進入路を新設する案が最も有力ではないかとの考えを表明させていただきました。

この絞り込みの考え方などについて、後ほど詳しく説明をします。今後、県議会の議員の皆様のご意見を踏まえまして、県として候補地を1ヵ所に絞り込みたいと考えています。

最後に、当部が所管します審議会の審議経過等につきましては、お手元の別とじの資料に一覧表をおつけさせていただいております。

以上、総括的に御説明させていただきましたが、詳細は、それぞれ担当課長から御説明します。

◎西内委員長 続いて所管課の説明を求めます。

#### 〈木材産業振興課〉

◎西内委員長 初めに、木材産業振興課について行います。

◎小原参事兼木材産業振興課長 では補正予算議案につきまして説明します。資料No.②議案説明書の111ページをお願いいたします。繰越明許費の明細表をごらんいただきたいと思っております。

5の木材産業振興費の県産材外商推進対策事業費のうち、東京オリンピック・パラリンピック土佐材活用事業に係る1,425万1,000円につきまして、計画調整に日時を要したため繰越しをお願いするものです。東京オリンピック・パラリンピック土佐材活用事業は、カフェなどの店舗が入り、大会期間中の選手の生活を支える選手村ビレッジプラザへ県産材を提供するために、原木の調達からCLTの加工、運搬などの必要な経費を計上しているものです。

当初は、年度内に木材提供を行う予定で準備を進めておりましたが、組織委員会における全体工程の調整の中で、本県からの木材提供の時期が、来年の9月から11月ごろになりましたことから、今回、事業期間を延長するため、繰越しを提案させていただくものです。

以上で、説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 建物が建ちますよね。そのときに、ここの部署はどここの県産とかっていうような表示とかはされるんですか。

◎谷脇企画監 表示につきましては、非常に小さいサイズではありますが、部分的に表示することは可能です。

◎西内委員長 以上で、質疑を終わります。

#### 〈治山林道課〉

◎西内委員長 次に、治山林道課の説明を求めます。

◎二宮治山林道課長 資料No.②議案説明書の113ページをお開きください。中段の治山費です。右端の説明欄をごらんください。1の山地治山事業費5億6,700万円余りの増額については、国の一次補正を活用するもので、平成30年7月豪雨によって被災した安芸市畑

山ほか7カ所の復旧に対し、必要な経費を増額補正のお願いをするものであります。

2の保安林整備費18万4,000円は、森林法に基づき保安林の指定、解除及び伐採許可等の適正な管理に従事する職員の一般給与費に必要な経費に対し、増額補正のお願いをするものです。

114ページをお開きください。繰越明許費について御説明します。繰越明許費については、9月議会でも承認していただいておりますが、用地交渉や計画調整、補償交渉等に日時を要したことから、追加としまして、山地災害防止事業費、土佐清水市下ノ加江船場4,600万円を。変更としまして、林道開設事業費、中村大正線ほか3路線を追加し、2億8,800万円余りに。道整備交付金事業費、シバゴヤ線を追加して2億円余りに。山地防災事業費、室戸市貝川ほか2カ所を追加し、3億9,400万円余りに変更をお願いするものであります。

いずれの事業も適切な事業執行に努めてまいります。

以上で、治山林道課の説明を終わらせていただきます。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 以上で、質疑を終わります。

#### 〈環境共生課〉

◎西内委員長 次に、環境共生課の説明を求めます。

◎三浦環境共生課長 環境共生課の補正予算につきまして御説明をします。資料No.②議案説明書の116ページをお開きください。

まず歳入です。足摺宇和海国立公園内の遊歩道の災害復旧工事の財源といたしまして、1,300万円の起債を計上してございます。

次のページ117ページをお願いします。右の説明欄の2にございますように、牧野植物園管理運営費としまして、管理委託料1,064万4,000円を計上しております。

ページ飛びまして119ページをお願いをいたします。債務負担行為といたしまして、上段に牧野植物園管理運営委託料としまして639万3,000円を計上いたしております。先ほどの1,064万4,000円と合わせまして、1,703万7,000円を計上しております。また下段の牧野植物園整備事業費といたしまして8,033万3,000円を計上しております。詳細につきまして、補足説明資料の赤のインデックス環境共生課のページをお願いをいたします。

牧野植物園管理運営費といたしまして、牧野植物園を運営しております高知県牧野記念財団に委託しまして、新たにオープンいたします新園地におきましてフラワーイベントを実施することといたしました。ポスト維新博としまして、自然体験型の観光キャンペーンを展開していく中で、牧野植物園は中心的な拠点となりますよう、3月の21日から5月の26日にかけてフラワーイベントを開催したいと考えております。より多くの観光客の

皆様にお越しいただきますとともに、県内の観光スポットへの周遊へもつなげてまいりますよう、情報提供などを実施するように考えております。

会場につきましては、下側の図にございますように、芝生を中心としたいこいの広場があります（仮称）ファミリー園におきまして、皿鉢をモチーフとしました花皿鉢などを設置するなど、春の花々を展示し、華やかな植物園を演出するように考えております。

次の裏面のページをお願いいたします。牧野植物園の展示物改修工事と委託業務です。右側に改修のイメージの図を記載しておりますけれども、牧野植物園の磨き上げ整備基本構想に基づきまして、展示館の常設展示室の内装を改修するものです。牧野富太郎博士が収集、作成しました植物標本や植物図の本物を常設展示いたしますよう、これまでの資料展示のスペースを改修いたしまして、お宝展示コーナーとして温度や湿度が管理できる展示ケースを設置いたします。

また、改修イメージの右側にございますシアタールームを新設いたしまして、牧野博士の立体植物標本や植物図につきまして、平面の世界をバーチャルリアリティ技術を活用いたしまして立体的に表現し、実際の植物の映像とも対比をさせながら、植物図の緻密さや植物の微細な世界の表現をしていきたいと考えております。植物標本や植物図の本物の展示とあわせまして、牧野植物園の魅力をさらに高めてまいります。特に子供たちに対しましては、植物を切り口といたしました学習プログラムの一環として映像を活用していきたいと考えておりますほか、植物園の四季を通じました植物の様子であるとか、牧野先生ゆかりの土地・植物にスポットを当てた映像も作成し、上映することとしております。

展示室のリニューアルオープンにつきましては、来年の8月を予定しております、その際には、シアタールームでは、VRソフト1本の提供を始めたいと考えております。さらに、来年度末にはさらに、4KVRソフト1本、4K映像2本を追加で完成させまして、合わせて4本の映像ソフトの提供を始めたいと考えております。

もとの資料No.②議案説明書の117ページをお願いいたします。公園施設の災害復旧事業費としまして1,360万8,000円を計上しております。こちらにつきましては、9月30日に本県に最接近いたしました台風24号の高波によりまして、足摺園地、足摺岬から西におよそ600メートルか700メートルほど西にございます遊歩道が破損いたしまして、現在、通行できない状況になっておりますことから復旧工事を実施するものです。

次の118ページをお願いいたします。こちらの遊歩道の復旧工事につきましては、復興期を約4ヵ月程度と見込んでおりまして、年度内の完了が見込めないことから、補正予算の計上に合わせまして、あわせて繰り越しをお諮りするものです。

私からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎武石委員 牧野植物園をさらに充実させるというのは、大いにいいことだなと思います

し、本当にいい施設になりつつあるなという実感もします。

それで園に行ったときに、訪日外国人が結構来ている印象もあるんですが、その状況、訪日外国人なんかの入り込み状況と、ナイトタイムエコノミーという観点では土曜日の開園ですね、夜の開園、これも評価されると思うんですけど、そのにぎわい具合とか、そのあたりちょっと御説明いただけませんか。

◎三浦環境共生課長 外国の方なんですけれど、正確な数字は園でも把握できていないものですから、今後しっかりと把握をしていこうとお話をさせていただいておりますが、やはり数的にはふえている状況です。特に高知新港に客船で来高されたお客様。あとは、バスを1台、2台仕立てておいでになるお客様がおいでになります。もう一つは、個別に家族連れであるとか、1人2人でお越しになるお客様もふえているとお伺いしています。

そうしたお客様は確実に年度ごとに増えているという認識を植物園も持っておりますので、そういった外国のお客様、インバウンド対策として、今後ガイド機能をぜひ高めていきたいと。見るだけではなかなか理解していただけないところもございますので、そういったガイド機能をどうやって高めていくのかを園としっかりと話していきたいと考えております。

夜間につきましては、例年の土曜日と比較しまして、およそ200名から300名程度入園者がふえてございます。お客様につきましては、20歳代から50、60代の男女、アベックでこられる方がメインとなっておりますので、やはり昼間のお子様連れであるとかという客層とは違ってきております。そういった客層をしっかりとリピーターにつなげていきたいというのと、改めて若いお客様の、ぜひデートスポットにも活用していただきたいというねらいもございますので、そういったところもしっかりとPRをしていきたいと考えております。

◎武石委員 ふえている一方で、何が大事かっていうたら、やっぱり職員の皆さんのおもてなしの心が大事だと思うんですよね。施設整備だけすりゃいいっちゃうもんじゃないので。

私も数年前から年間パスポートで行ったりするんですけど、これも数年前の委員会でも言ったことあるけれど、何か文化施設やから入れてやってるみたいな、何かこう、おもてなしの心が感じられないような職員の対応があったんで、この委員会でも私も繰り返し言ってきました。年間パスポートを見せても、入れるの許可したるみたいな態度で窓口の職員が、どういうことやと、お客様に対してね。退出するときもありがたいの一つもない。随分ね、改善されてきたとは思いますがね。まだやっぱり退出、帰るお客さんに対する声かけの一つもない。もうちょっとね、そのあたりの職員教育もしっかり徹底してもらいたい。せっかく来たお客さんが不快な思いをするようなことでもいかんので、そのあたりは、文化施設やから入れてやってるといようなことやなくて、ようこそ来てください

ましたと。観光施設という観点で、もっと啓蒙をお願いしたいと、これは要請です。

それから、オーテピアができて、郡部の小学校からもバスでオーテピアに来てますよね。オーテピアを見といて牧野植物園へ行く、あるいはその逆でもいいし、オーテピアだけ見て帰るんじゃないかと、やっぱり牧野植物園とセットで見学するとすごくいいんじゃないかなと思うんです。そのあたりのちょっと抱負とか現状を教えてもらえませんか。

◎三浦環境共生課長 以前の委員会でも御説明させていただいておるんですけれども、例えば1番近くの高知市内の小学校につきまして、現在、遠足での牧野植物園利用がもう半数を割っております。ですので、少なくとも私どもが子供の時代には、1度は小学校の時代に牧野植物園を訪れて、そこでしっかり植物について学んでいくということがございましたので、近隣の少なくとも小学また中学校に対しまして、営業活動を牧野植物園と一緒に進めまして、学校利用を進めていきたいと考えております。一つ、牧野博士のお名前、牧野植物園の認知度自体がどうも県内でも落ちてるんじゃないかというところもございましたので、そういった学校での教育につきましても、しっかり教育委員会ともお話をさせていただいて、進めていきたいと考えております。

◎西内委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部の議案は終わります。

#### 《報告事項》

◎西内委員長 続いて、林業振興・環境部から、1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

#### 〈環境対策課〉

◎西内委員長 新たな管理型最終処分場の整備について、環境対策課の説明を求めます。

◎萩野環境対策課長 報告事項の赤のインデックス環境対策課のついたページをお願いします。報告事項「新たな管理型最終処分場の整備について」です。新たな管理型最終処分場の候補地として、佐川町加茂において進入道路を新設する案が最も有力ではないかと今議会の知事の提案説明において公表させていただきましたので、この絞り込みの考え方などについて御説明をします。

本年2月1日、新たな管理型最終処分場の最終候補地として須崎市神田、香南市香我美町上分、佐川町加茂の3ヵ所を選定させていただいた後、県として丁寧な上にも丁寧に誠意をもって対応するとの考えのもと、住民説明会やエコサイクルセンターの見学会を開催するとともに、説明会に御参加いただけない方々にも御理解を深めていただきますよう説明会資料ですとか、アンケート用紙、さらには、説明会などでいただいた御質問などに関する県の考えを整理しました質疑応答集を各戸に配布するなど、さまざまな取り組みを重ねてきたところです。

また、こうした取り組みと並行しまして、各候補地及びその周辺におけます施設整備上

の課題を把握するため、現地調査を実施しまして、その結果につきましても県議会や3市町の皆様に御説明をさせていただきました。

資料の表紙をおめくりいただきまして2ページをお願いいたします。絞り込みの考え方を整理するに当たりまして、まず、住民の皆様からいただきました御意見などを内容により分類しまして、このページの上に整理をいたしました。住民の皆様からは、1番下にその他の意見としてお示しをしておりますように、管理型最終処分場に搬入される産業廃棄物の内容ですとか、その処理方法など、最終処分場そのものに関します御質問などから、その四つ上にございます施設が整備されることによる住民の皆様への生活への影響、また、候補地の選定過程や廃止後の跡地利用の考え方に至るような、幅広い御質問などをいただいております。

こうした御質問などには、その都度、丁寧にお答えをさせていただきまして、一連の説明を通じて、住民の皆様には最終処分場の必要性そのものについては、おおむね御理解いただけたのではないかと考えております。他方で、地震の影響による施設からの水漏れ、土砂災害や大雨による河川の増水など自然災害に関すること、工事用車両が通行することによる粉じん、騒音、交通安全上の懸念に関すること。施設が立地することによる農作物への風評被害など、不安に思われていることについての御意見、御質問も多くいただいております、これらはほぼ3地区に共通するものでございました。

次に、地域ごとの御意見の特徴といたしましては、須崎市神田では施設園芸への影響。香南市香我美町上分では通行車両の増加による交通安全。佐川町加茂では大雨による河川の増水に関する御心配の声がございました。

次のページをお願いします。住民の皆様からの御心配の声には、地区ごとの特徴はみられるものの、御自身の地域には施設をつくってほしくないといった御意見は、3地区いずれにおいても見られ、県としましては、これまでにいただきました御意見や御質問、不安の声などには、声の大小はあるものの、それらの内容そのものには3市町間で大きな差があるとは言いがたいと、とらえているところです。住民の皆様への説明を重ねる中で、皆様の御心配の声や御意見は、豪雨による土砂崩れや河川の増水といった自然災害への不安、大型車両が通行することによる粉じんや騒音、交通安全上の懸念など、住民生活への影響といったことに論点が絞られてきたように考えられます。

加えて、雨水排水の調整地の規模やその放流先、河川改修の検討、歩道が整備されていない区間への対策といたしました、施設整備に伴う周辺環境整備に関する具体的な御質問なども多くいただくようになってきました。このような御質問などにお答えするためには、それぞれの管理者や関係機関と協議をすることが必要となりますし、ボーリング調査や測量、設計など、それぞれの過程におきまして、個別の対策について検討を深めた上でなければ、明確にお答えすることは難しいものと考えております。

また、3カ所横並びの対応では、これまで以上の詳しい具体的な説明は難しい状況になってきていると感じております。こうしたことから、県として、住民の皆様にしつかりとお答えしていくためには、現時点で候補地を1カ所に絞り込んだ上で、住民の皆様の不安の解消に向けて、次のより詳細な検討の段階に進ませていただくことが適当ではないかと考えたところです。その候補地の絞り込みに当たりましては、現地調査の結果に基づき、科学的かつ合理的に検討を行うことが重要であると考えております。このため、現地で行いました地形、地質、水及び候補地周辺に関する調査の結果と、南海トラフ地震によります津波の影響に関する評価を合わせました4点の項目につきまして、そうした視点から検討を行いました。

次のページをお願いします。現地調査の結果につきましては、これまでも御説明させていただきましたように、地形・地質の調査で確認されました自然災害の痕跡には、施設的设计段階での検討において対応可能と考えております。また、佐川町加茂は石灰岩採掘跡地であり、周辺では、小規模な洞穴が2カ所確認されておりますことから、候補地の地下に空洞がないとは言い切れませんが、万が一、空洞が確認されたとしても、しっかりとした強度のある地盤まで基礎くいを打ち、構造物に対する支持力を十分確保する工法などをとることにより、対応することは可能であると考えております。水に関しては特段の課題は見受けられておりません。また、住民の皆様が御心配をされております地震による施設からの水漏れに対しましては、万全の対策をとってまいります。

次のページをお願いします。候補地の周辺調査結果から検討しました進入道路の整備案のうち、既存道路を利用する整備案では、3カ所ともに、交通安全上の懸念や工事用車両などの通行による粉じんや騒音などが、道路沿いの住家など住民の皆様のご生活に少なからず影響を及ぼすおそれがございます。一方、進入道路を新設する整備案では3カ所ともに既存道路を利用する案よりも住民の皆様への影響は小さくなると考えられますものの、須崎市神田では、県道拡幅区間は通学路として利用されており、交通安全上の懸念があるほか、工事用車両などの通行による粉じんや騒音が、沿道の農業ハウスへ影響を及ぼすおそれがあるほか、農業ハウス等の移転や補償が必要となり、農業者に影響を及ぼすおそれがあります。

香南市香我美町上分では、家屋等を避けるためにトンネルを整備するルート案を計画しております。トンネル入り口に当たります農免道路と県道の3キロ付近にございます住家に対して、工事用車両などが通行することにより、粉じんや騒音が影響を及ぼすおそれがございます。この点、佐川町加茂は沿道に住家などのないルートとなりますため、粉じんや騒音が影響を及ぼすおそれや交通安全上の懸念は小さく、家屋の移転が必要でないことから、佐川町加茂の整備案が住民生活への影響が最も小さいと考えられます。

次のページをお願いします。南海トラフ地震による津波の影響の評価です。施設は想定

されています最大震度を超える地震にも耐えられる万全のものを整備することとしておりますが、地震発生後に速やかに施設の状況を点検するとともに、万が一の場合、応急復旧等の対応を行うためには、高知県庁のあります高知市中心部から施設までの通行ルートにおいて、長期浸水エリアがないことが重要となると考えておりますことから、そうした観点によって評価をいたしました。

その結果、須崎市神田は高速道路により須崎東インターチェンジまでは到達可能でありますものの、そこから施設までの間に長期浸水エリアがあるため、一定期間アクセスができなくなるものと考えられます。香南市香我美町上分は高知市東部の長期浸水エリアを避けるため、伊野インターチェンジまで西に進んだ後、高速道路を利用して高知インターチェンジに迂回し、再来年度開通予定の高速道路により、高知南インターチェンジを経由すれば施設に到達することが可能ではございますが、その場合には走行距離が40キロを超える見込みとなります。佐川町加茂は津波の影響を受けることなく、国道33号により内陸部を通行して施設に到達することが可能であると考えられ、その走行距離は23キロメートル程度と見込んでおります。

次のページをお願いします。以上の現地調査の結果などを総合的に勘案しますと、県としましては、自然災害への不安や、施設整備によります地域の皆様の生活への影響が最も小さく、地震による津波の影響を受けることがないという科学的かつ合理的な視点から見て、佐川町加茂において、進入道路を新設する案が最も有力ではないかと考えているところです。また、住民の皆様の不安の声は、この絞り込みに当たって検討した現地調査の結果などの視点と重なるものでありますことから、この結論はそうした不安の声も踏まえたものであると考えております。

この絞り込みの考え方などにつきましては、知事が提案説明の中で表明いたしました後、3市町の首長及び議会の皆様に対して直接御説明をさせていただきました。また、3市町の住民の皆様に対しましては、来週から順次、御説明をさせていただく予定としております。

今後は、県議会の議員の皆様のお意見を踏まえまして、県として1カ所に絞り込まさせていただいた上で、速やかに地元の首長に対しまして施設の受け入れを御要請させていただきたいと考えております。あわせまして、地元の自治体や自治会の皆様のお協力をいただきながら、より多くの住民の皆様のお声を改めてお聞かせいただけますよう、話し合いの場を設け、御不安のお声を詳しくお聞かせいただきたいと思いますと考えております。お聞かせいただきました声には、それらの不安を一つ一つ解消できますよう、地域の実情に応じた個別、具体的な対応を含め、しっかりとお答えをさせていただき、施設の整備について、より多くの皆様に御理解を深めていただけますよう、一段と丁寧に取り組んでまいります。

次のページからは、これまで本委員会に御報告をさせていただきました最終候補地選定

以降の県の取り組み状況、及び現地調査の結果の概要を参考資料としておつけしております。

以上で、説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎武石委員 今回の、今御説明あった考え方は私はいいと思います。是としたいと思います。今後1カ所に絞った上でさらに深く掘り下げてもらいたいと、住民の皆さんの納得も得られるように努力をしていただきたいし、そのためには今回このタイミングで1カ所に絞ったというのは大いに評価をしたいと思います。

その一方で、須崎市長から質問が出たと報道で見ましたけれど、今回は外れたけれども須崎市のこの場所はですよね、あるいは香南市のこの場所は今後どうなるのか、次の整備の最右翼となるのかどうかという質問が出たと報道で知りましたけれど、このことについては、これまでの委員会でも私もどうなるんだという話をして、それはそのときの状況に応じた調査をまたやるという答弁は出てますけれど、この際、質問に答える形じゃなくて、県のほうからその考えを、つまりもうリセットするんやということはいっかりとどこかで述べていただきたいと思いますがね、これ、するかせんかを判断してください。僕は要請をしておきます。

それから、私と中内委員は県議になってもう20年になりました。20年前、私、初当選したときに、選挙区の日高村で産廃の問題がもう起こるとということで、それを所管する文化厚生委員会に、1期生の1年目に所属をして、当時の議論に加わったんですけれど。そのときにやっぱり現地を見とかんといかんだらうということで、そのとき中内委員もおられたと思うけれど、委員会でね、春野かな、仁淀川の河川敷にあるヘリポートから、県の防災ヘリで2班に分けて委員がヘリコプターで上空から日高村の様子を見に行っただすよ。ヘリで飛んだら日高村までは5分ぐらいで、すぐ行けるようなところでしたけれどね。地形も見えるし、地上で見るよりは、そりゃずっとこう俯瞰できる実感が今でも強く鮮明に覚えています。ほんで今回、ヘリを使うのか使わんのか執行部と協議してもろうたらいいですけれど。委員長に要請は、1カ所に絞られたんで、一度やっぱり現地を、少なくとも次の2月議会までには見ておくと自分らも掘り下げた議論ができないと思うので、委員長に要請しておきます。

◎中根委員 どこかで絞っていかなければという思いはしますが、県のスタンスとしても、住民の皆さんの理解をしっかりと得るように、最大の努力をされるということですので、今後、今月内にも現地への説明会があると思うんですけれどね。なるべく平易な言葉で、そして専門的な中身をかみ砕くような形でぜひそこに臨んでいただきたいなと思います。

私自身は、以前にも申し上げましたけれども、ボーリング調査を一步踏み出してやっていくことが、全てもう佐川町加茂に決定なのだということではなくて、想定外を想定して

ですよね、空洞のあるようなカルスト地形のところは本当に大丈夫なのかという、自分自身がそういう疑問も持っています。ですから、ボーリング調査などをすることによって、もしこれはということになれば、やっぱりそこはしっかりと足踏みをして、もう一度再検討するとかいうことも含めて、この地に決定するということまで行くまでは、先ほど武石委員がおっしゃったけれど、ほかの二つの地域についても、いやもうありませんよということではなくて、三つの候補地の中で、佐川町加茂に的を絞って、これからボーリング調査をしていきますと、ぜひ認めていただくように最善の努力もしながらね、やっていきますというスタンスでないと。今の時点で、その三つの候補地の中でここだけに絞りましたということではないんじゃないかと思うんですが、その点はいかがなんでしょうか。

**◎萩野環境対策課長** 中根委員のおっしゃるように、私ども、この3カ所が最終処分場の整備に適した土地であるということで、これまで説明会などを通じまして取り組んでまいりました。実際にその中で、今回、御説明させていただきましたように、地域の住民の生活への影響とか、あるいは津波の影響を受けることが1番小さいということで、最も佐川町加茂が有力であるということで、考えさせていただいたところです。これから、私どもとしては、県議会の御意見も踏まえさせていただいて、県としての意思決定をさせていただいた上で、先方に御要請させていただくということで、また、住民の方々に御理解をいただけるように精いっぱい説明に努めてまいります。

その後、御心配されておられますボーリング調査につきましても、実施をしてまいります。私ども、先ほども御説明させていただきましたように、石灰岩のところは、そうした洞穴が実際見つけられておりますし、その下にはないとも限らないということも承知をしておりますけれども、実際に県外のそうしたカルスト地形でも、そうした構造物をつくっている事例というのもございますし、沖縄県では、最終処分場もそういう石灰岩地帯の上につくっている事例もございます。ですから、実際ボーリングをして、その地質の地下の状況を詳しく調べた上で、どのような工事で対応できるかどうかということについては、しっかり検討して行って安全な施設を整備をしていきたいと考えています。

それから、施設整備が終わるまでは、佐川町が最有力であるというところで、そのほかの2カ所が全くなくなったというわけではないということです。

**◎前田委員** 今後、佐川町と調整していく中で、どうしても佐川町にアクセスするまでの国道33号線、対面で1車線通行がありますんで、かなりの交通渋滞も一定想定されていると思うんですが、例えば、ああいう出勤や退勤等であそこの道路をメインに使っていると思うんですけれど、どれぐらいの混雑の予想をされているんでしょうか。

**◎萩野環境対策課長** 以前、交通量を見たときに、1日あたり12,000台ぐらいだったと思います。

**◎前田委員** それがどのレベルかちょっと僕も想像できないもんですので、やはり近隣の

佐川町であれば、佐川町の方もそうですし、日高村やいの町、高知市も含めて、あそこを実際に日々通勤等で使われている方が運転をされるときに、どれぐらいの時間的なものであったりとかっていうものが、その時間帯によっても違うと思うんですけれども、どういう移動時間も含めて影響が出るだろうという、その予想、予測はどうなっているのかとあわせて、その対策とかも当然必要になると思うんで、その辺、一定想定されてるのであれば、お答えいただけないか、教えていただけないかなと思うんですが。

◎萩野環境対策課長 今後、これから要請もさせていただくようになるわけですが、実際工事が始まりますと、相当工事用車両の通行も想定されますので、そのあたり、実際、現在の道路の交通量の状況なども把握しながら、渋滞など交通への影響が少ない時間帯での走行を考えていくようにしたいと思っております。また施設が完成した後は、現在エコサイクルセンターにも大体1日平均七、八台ぐらいの運搬車両ですので、施設完成後の運搬車両の影響というのは、ほとんどないのではないかと考えてございます。

◎西内委員長 先ほど武石委員からリセットという話もありましたが、やはり、私の地元須崎市もこの候補に挙がったということで、次も候補に挙がるんじゃないか、いまだに根強くございます。それで、今後1カ所に絞り込みを行いたいという意思表示を示されたことは非常にありがたいことではありますが、今後また3市町の住民の方に改めて説明を行うということですが、いつのタイミングで行う予定にされているのでしょうか。

◎萩野環境対策課長 来週から、香南市が18日に絞り込みの選定の考え方などについて、御説明します。その次の週ですが、24日と26日に佐川町で、その間の25日に須崎市でということで、年内に3市町全て説明をさせていただきたいと考えております。

◎西内委員長 私の地元なんか声も聞こえるのは、どうしてもやはり賛成派、反対派がいたこともあって、住民の感情っていうのは、やっぱりいまだに複雑なものが発生してしまったというのがあります。その辺はしっかりと手当てをしていただけるように要請をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部を終わります。

#### 《水産振興部》

◎西内委員長 次に、水産振興部について行います。議案について部長の総括説明を求めます。なお部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎谷脇水産振興部長 水産振興部が提出しております議案について総括説明を申し上げます。お手元の資料No.①補正予算議案10ページをお願いいたします。

下から4行目に調査船運航等委託料とございますが、これは土佐湾の海洋観測調査などを実施する土佐海洋丸の運航委託を行うための債務負担行為について、補正をお願いする

ものです。

次に、続きまして資料No.②議案説明書の122ページ、水産振興部補正予算総括表をお願いいたします。

今回は、全課から補正予算をお願いしており、総額が11億2,123万1,000円となっております。そのうち全課で人件費の補正がありますので、一括して御説明をいたします。人件費補正の主な理由といたしましては、今議会に上程しております職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担率の変更等によるものです。

そのほか漁業振興課では、10月に立ち上げました漁業就業支援センターが実施します新規就業者の確保育成に関する取り組みなどを紹介いたしますホームページの作成委託をする予算をお願いするものです。

次に、漁港漁場課では、さきの台風21号及び24号で被災しました沖防波堤などの災害復旧を行う予算をお願いしております。

議案は以上ですが、補正予算の詳細につきましては、各課長から御説明申し上げますのでよろしくをお願いいたします。なお、漁業振興課、岩崎課長におきましては欠席させていただきます。今ハワイにおいて、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)が開かれておりまして、かつお県民会議の方々と一緒に参加をしております。漁業振興課につきましては、宮本副部長が説明をさせていただくことを御報告します。

私からの総括説明は以上です。

◎西内委員長 続いて所管課の説明を求めます。

#### 〈漁業振興課〉

◎西内委員長 初めに、漁業振興課について行います。

◎宮本水産振興副部長 漁業振興課の12月補正予算について御説明をします。資料No.②議案説明書の126ページをお願いいたします。科目3漁業振興費の右側の説明欄の2沿岸漁業担い手活動促進事業費のインターネットホームページ作成等委託料について御説明いたします。

現在、漁業への就業を希望されておられる方々を対象といたしました、インターネットによる本県での各種支援制度などの紹介は、県庁漁業振興課のホームページで行っておりますが、県庁全体の統一レイアウトであることや、文字フォント、飾りなども画一的なことから、紹介ページ、いわゆるコンテンツのデザインには一定の制約があるところです。本年10月、漁業振興課内にワンストップ窓口の高知県漁業就業支援センターを開設いたしました。このセンター開設を契機に、さまざまな支援制度の内容や仕組み、支援体制、現地情報などについて、よりわかりやすく、より見やすく、よりきめ細かく情報発信を行い、支援制度等への理解を深めていただき、本県での漁業就業への興味、関心を高めていただ

くために、就業支援制度専用のホームページを新たに作成しようとするものです。

続きまして、次に 127 ページをお願いいたします。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについて、前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等の補正に関する調書をお願いいたします。

調査船運航等委託料は、水産試験場の海洋調査船、土佐海洋丸の平成 31 年度から平成 33 年度までの 3 ヶ年の運航委託料に関する債務負担行為の補正をお願いするものです。

現在、土佐海洋丸の運航は、平成 28 年 3 月の委託契約に基づきまして実施しておりますけれども、来年 3 月末で 3 ヶ年の委託契約期間が満了することとなります。この委託業務には、入札公告から現場説明、入札、契約までに 2 ヶ月ほどの日数を要するため、現行の委託契約の満了後も切れ目なく調査船を運航するため、今回の補正予算での承認をお願いするものです。

説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、漁業振興課を終わります。

#### 〈漁港漁場課〉

◎西内委員長 次に、漁港漁場課の説明を求めます。

◎樋口漁港漁場課長 12 月補正予算について御説明いたします。資料 No.②議案説明書の 130 ページをお願いいたします。今回は台風 21 号、24 号による漁港施設の被害への迅速な対応を図るため、3 事業について増額をお願いしております。

一つ目は、6 漁港費の漁港維持修繕費で、漁港施設を適正に維持保全するための費用です。台風 21 号、24 号により室戸岬漁港など県管理 10 港において、漁港内に予想を超えるじんかいや流木が流入し、船揚げ場や施設用地に打ち上げられるとともに、岸壁や護岸、多目的広場内のあずまやトイレなどが破損いたしました。漁業活動や漁港の利用に支障をきたしていることから、障害物の除去や施設の維持・修繕費用を増額するものです。なお、障害物の除去につきましては、漁業活動を再開するに当たり早期対応が必要であることから、緊急発注により完了をしております。

二つ目は、漁港単独改良費で県管理漁港における漁港機能の利便性の向上や安全性の確保のため、小規模施設の改良やその関連業務を行う費用です。台風 21 号、24 号により被災した施設において、復旧工事を行う準備としまして、現地の測量調査の費用を増額するものです。

三つ目は、15 災害復旧費の漁港施設災害復旧事業費で、台風などの異常な天然現象による施設被害に対し、速やかに復旧工事を行うための費用です。台風 21 号、24 号の波浪に

より、野根漁港や室戸岬漁港など6港において、沖防波堤、突堤、護岸など9施設が被害を受けたことから復旧工事に必要な金額を増額し、漁業活動の早期回復を図るものです。

これまでに航路内に散乱している消波ブロックや倒壊をしております突堤の撤去など漁業活動に支障がある箇所の応急工事を進めてまいりました。また、安芸漁港の沖防波堤では、本体ケーソンの側壁部2カ所に穴があき、中詰め材の一部が流出する被害を受けたことから、今後の波浪による被害拡大を防ぐため、現在、復旧工事に着手をしております。年内には中詰め材の流出部へのコンクリートの打設工事が完了をすることとなっております。なお、今回補正をお願いしています災害復旧事業は、12月7日に災害査定が終了しましたことから、引き続き漁港施設の早期復旧に向け迅速な対応を図ってまいります。

次に、繰越明許費について御説明をいたします。132ページをお願いいたします。7目漁港建設費のうち、広域水産物供給基盤整備事業費で田ノ浦漁港で整氷貯氷施設整備の地質調査の実施時期について、施設を利用しています漁業者との調整に時間を要したことにより繰り越しが発生するものです。

次の、地域水産物供給基盤整備事業費では、野根漁港で沖防波堤の上部工工事の施工箇所が、航路に隣接していますことから、施行時期について、漁業者との調整に時間を要したことにより繰り越しが発生するものです。

次の、水産基盤ストックマネジメント事業費では、上ノ加江漁港で航路及び泊地のしゅんせつ工事の施工時期について、漁業者との調整に時間を要したことにより繰り越しが発生するものです。

次の、広域漁場整備事業費では、中芸沖17号の鋼製浮魚礁の更新工事において、海上での設置計画に関する海上保安部との調整、再整理に時間を要したため繰り越しが発生するものです。

説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長

以上で、質疑を終わります。

以上で、水産振興部を終わります。

《採決》

(執行部着席)

◎西内委員長 お諮りいたします。

執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案2件、条例その他議案1件について、これより採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎西内委員長 それでは、採決を行います。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。

よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号「平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。

よって第3号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第14号「高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。

よって、第14号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

◎西内委員長 それでは、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

17日の委員会は休会とし、18日火曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。

これで本日の委員会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

(12時8分閉会)